

令和8年度高松市瓦町健康ステーション講座企画運営業務委託仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、令和8年度高松市瓦町健康ステーション講座企画運営業務（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務の実施に当たっては、この仕様書、契約書及び監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 本業務の実施に当たっては、公共施設内であるという認識を持ち、瓦町FLAGの通常業務に支障をきたさないよう配慮しなければならない。
- (5) 受託者は、本業務に関する全ての情報について、市の許可なく外部に漏らしたり、転用してはならない。
- (6) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせることはできない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断をいう。

2 業務の目的

本市の健康づくり拠点の一つである瓦町FLAG 8階瓦町健康ステーションにおいて、65歳以上の市民を対象に、受講者自身の介護予防や健康増進に資することを目的とした講座を開催し、認知症予防や身体機能の維持向上を図る。

3 業務の内容

(1) 対象者

講座開催日時点で本市在住の65歳以上の方

(2) 講座開催期間

令和8年9月1日（火）から令和9年3月31日（水）まで

(3) 講座開催日

上記期間のうち、本市が指定する日時において、1回当たり60分から90分の講座を、1日につき2回実施する。本市が指定する日時については、以下のとおりとする。

講座開催日		時間
令和8年	9月27日	(各回共通) 講座実施時間は60分から90分とする。なお、講座実施に必要な準備、受付及び片付けに係る時間は講座実施時間には含まない。 10時より会場に入場でき、17時までに会場を原状回復させること。 (1日につき2回×13日間=全26回)
〃	10月11日、25日	
〃	11月 8日、22日	
〃	12月13日、27日	
令和9年	1月10日、24日	
〃	2月14日、28日	
〃	3月14日、21日	

(4) 業務の場所

- ア 名称 瓦町健康ステーション大会議室
イ 所在地 高松市常磐町一丁目3番地1 瓦町FLAG8階
ウ 会議室面積 286.48㎡
エ 収容人数 240人(講座の定員は1回につき、36人までとする。)

(5) 講座の企画・運営

介護予防や健康増進に資する講座を企画し、周知、応募受付、当日の運営、受講者数及び受講者満足度を含むアンケートの実施・集計、報告を行うこと。

(6) 講座の内容

1日につき2回の講座を実施する際、それぞれの内容については重複してもよいものとする。ただし、同一の内容となる場合は、受講者が重複しないよう配慮すること。

【例】

1日につき2回の講座を実施するに当たり、

①「13時～14時半」と「15時～16時半」に、それぞれA講座を実施する。

→受講者が重複しないよう(同じ講座を2回受講しないよう)配慮すること。

②「13時半～14時半」にB講座を実施し、「15時～16時」にC講座を実施する。

→B講座とC講座は別の内容なので、1日のうちで受講者が重複しても構わない。

また、講座参加後も、受講者が自主的に継続できるような介護予防や健康増進に資する内容とすること。なお、講座実施に要する実費(社会通念上相当と認められる金額)については、受講者に負担を求めることができるものとする。

(7) オンライン講座の実施について

会場への来場が難しい方を対象に、会場での実施内容をライブ若しくはオンデマンド配信により行うこと。瓦町健康ステーションの無線LANは使用可能であるが、使用できない場合の配信方法を確保しておくこと。

また、災害や感染症等の影響により、会場での実施が困難な場合、オンライン講座のみの実施を可とする。その場合の配信するための会場、設備に関しては受託者で準備すること。

4 委託料の支払い

完了払いとし、本業務の完了検査後、適法な請求があってから30日以内に支払うものとする。

5 提出書類

本業務の着手及び完了に当たって、市の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 着手届
- (2) 実績報告書(申込者数、参加者数、アンケート集計などを示すこと)
- (3) 完了届
- (4) 請求書

なお、本仕様書で定めた事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

6 打合せ

受託者は、常に市と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打合せを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

7 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、又は協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当たり、その内容を遅滞なく市に報告しなければならない。

8 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

9 疑義の解釈

業務委託内容については、本仕様書に定めるもののほか、市の関係条例又は規則等に定めるところによる。なお、本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、市と協議しなければならない。

10 委託の取消し等

(1) 業務委託の取消し又は変更

市は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託を取り消し、又は変更することができる。

ア 受託者が業務委託の内容に違反したとき

イ 受託者が「令和8年度高松市瓦町健康ステーション講座企画運営業務プロポーザル実施要領」に定める「3参加資格」の要件を満たさなくなったとき

(2) 損害賠償

ア 受託者は、その責めに帰する理由により、使用物件の全部若しくは一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

イ 前号に掲げる場合のほか、受託者は、市が定める条件を履行しないため、損害を与えたときはその損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければならない。

ウ 受託者は、業務の実施に当たり、市又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任においてその損害を賠償しなければならない。

(3) 業務委託の取消しによる損失の取扱い

上記10(1)の規定により業務委託を取り消した場合において、その取消しにより受託者に損失が生じても、市はその損失を補償しない。

また、受託者は市に対し、一切の補償の請求は行わないこととする。

11 個人情報の保護

受託者は、本業務を行うための個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12 再委託

本業務の全部を一括して再委託してはならない。ただし、全体としての業務委託の遂行に支障が生じない範囲で、本市に事前の書面による了承を得た上で、本業務の一部を再委託することができる。

13 不当要求行為の排除対策

(1) 受託者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

ア 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

イ 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

ウ この契約について下請業者又は再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた場合は、市に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ア 不当要求行為 不当又は違法な要求その他物品の買入れ等の適正な履行を妨げる一切の不当又は違法な行為をいう。

イ 受託者 契約の相手方をいう。

ウ 暴力団等 暴力団、暴力団関係者その他不当要求行為を行うすべての者をいう。

エ 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

オ 暴力団員 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

カ 暴力団関係者 暴力団員又は暴力団員以外の者で、暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。

14 高松市発注の業務における労働関係法規の遵守及び適正な労働条件の確保

(1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける業務にあつては、週44時間）を遵守すること。

また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。

(2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。

(3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。

(4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起らないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。

- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

15 その他留意事項

- (1) 本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵により市に損害を与えた場合、その損害額を補償しなければならない。
- (2) 台風の接近、感染症の拡大防止等のために講座を代替の講座に切り替える場合、電話等により受講者への連絡が取れる体制を整えること。
- (3) 予期せぬ事情により、講座を中止せざるを得ない状況が発生した場合、電話等により受講者への連絡が取れる体制を整えること。
- (4) 予期せぬ事情により、講座を中止せざるを得ない状況が発生した場合、受託者と協議後、妥当と判断される場合に限り、委託料について減額し実費相当額を支払うものとする。
- (5) 講座実施において、状況に応じた感染症予防対策を講じること。また、講座実施中に必要な消毒液等については、受託者において準備すること。
- (6) 本業務に必要な証明書の交付は、受託者の申請によるものとし、その費用は受託者の負担とする。